

事業者電気・ガス料金高騰対策支援金 FAQ一覧

令和5年2月15日時点

No.	種別	件名	回答																							
1	制度	支援金制度を創設した理由は何か。	<ul style="list-style-type: none"> 新型コロナウイルス感染拡大を経た世界経済の回復傾向や、ロシアによるウクライナ侵攻などが要因と考えられる原油高による、世界的な物価高騰が継続しております。 このため、本市は電気料金及びガス料金の高騰の影響を受けた事業者の皆さまを支援し、事業継続への負担を軽減するため、「市川市事業者電気・ガス料金高騰対策支援金」を創設いたしました。 																							
2	制度	支援金の対象となる「中小企業」とは何を指すか。	<ul style="list-style-type: none"> 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する者、及び同項に規定する各業種における資本金の額又は出資の総額並びに常時使用する従業員の数以下の法人を対象としています。 なお、中小企業基本法に基づかない法人格を持つ法人等（社会福祉法人、医療法人、NPO法人、組合等）であっても、同項を準用し、各業種ごとに規定される規模以下の場合には補助金の対象となります。 <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">業種</th> <th colspan="2">下記のいずれかを満たす者</th> </tr> <tr> <th>資本金</th> <th>従業員の数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>小売業/飲食業</td> <td>5,000万円以下</td> <td>50人以下</td> </tr> <tr> <td>卸売業</td> <td>1億円以下</td> <td>100人以下</td> </tr> <tr> <td>サービス業</td> <td>5,000万円以下</td> <td>100人以下</td> </tr> <tr> <td>旅館業</td> <td>5,000万円以下</td> <td>200人以下</td> </tr> <tr> <td>ソフトウェア業/情報処理サービス業</td> <td>3億円以下</td> <td>300人以下</td> </tr> <tr> <td>その他(建設業、製造業、運輸業、鉱業、不動産業、旅行業、農林漁業)</td> <td>3億円以下</td> <td>300人以下</td> </tr> </tbody> </table>	業種	下記のいずれかを満たす者		資本金	従業員の数	小売業/飲食業	5,000万円以下	50人以下	卸売業	1億円以下	100人以下	サービス業	5,000万円以下	100人以下	旅館業	5,000万円以下	200人以下	ソフトウェア業/情報処理サービス業	3億円以下	300人以下	その他(建設業、製造業、運輸業、鉱業、不動産業、旅行業、農林漁業)	3億円以下	300人以下
業種	下記のいずれかを満たす者																									
	資本金	従業員の数																								
小売業/飲食業	5,000万円以下	50人以下																								
卸売業	1億円以下	100人以下																								
サービス業	5,000万円以下	100人以下																								
旅館業	5,000万円以下	200人以下																								
ソフトウェア業/情報処理サービス業	3億円以下	300人以下																								
その他(建設業、製造業、運輸業、鉱業、不動産業、旅行業、農林漁業)	3億円以下	300人以下																								
3	制度	「常時使用する従業員」とは何を指すか。	<ul style="list-style-type: none"> 「常時使用する従業員」とは、「解雇の予告を必要とする者」（労働基準法第20条）となり、基本的に事業主や法人の役員は含まれず、正規社員などが該当します。 パート、アルバイト、派遣社員、契約社員等については、解雇の予告が必要か否かにより、従業員数を判断してください。 																							
4	制度	支援金の用途制限はあるのか。	<ul style="list-style-type: none"> 用途については、特に制限はありません。事業継続のために幅広くご活用ください。 																							
5	制度	支給額が少ない。	<ul style="list-style-type: none"> 市内事業者の多数である20人以下の小規模事業者の1月あたり電気・ガス料金は、業種を問わず、平均で約5万円となっております。 一方、令和4年4月から8月の事業者向け電気及びガス料金について、東京電力、京葉ガスの料金に基づきシミュレートしたところ、前年同時期に比べ、22.2%の上昇となっております。 このことから、1月あたりの料金の値上がり幅はおおむね1万円となりますので、対象5か月間の給付額を5万円としました。 																							
6	制度	市内に複数の店舗があるにもかかわらず、本社が市外にあると対象外になる理由は何か。	<ul style="list-style-type: none"> 他自治体の事例と同様に、本店又は主たる事業所の所在地を要件とさせていただきます。 																							
7	申請	電気・ガス料金の領収書を紛失した場合は何を提出すればよいか。	<ul style="list-style-type: none"> 「領収書をなくした」「口座振替やクレジットカード決済などで領収書が発行されない」などの場合は、次のいずれかの形でご提出ください。 口座振替の場合の例 請求書（電気・ガス料金が内訳でわかるもの）＋引落しの記載のある部分の通帳の写し クレジットカード決済の場合の例 請求書（電気・ガス料金が内訳でわかるもの）＋請求額の記載のある部分のカード利用明細 領収書の(再)発行、支払証明書の発行 ※WEB上の画面コピーや写真でも、金額がわかれば結構です。 																							
8	申請	電気・ガス料金の領収書に「等」の記載があるが、他に何を提出すればよいか。	<ul style="list-style-type: none"> 【領収書に「等」の記載がある場合】 領収書と利用明細（検針票等）を一緒にご提出ください。 また、以下の費用は電気・ガス料金に含めることができないので、除いた額を申請書にご記入ください。 領収書発行手数料 その他電気・ガス以外の費用 																							
9	申請	市川市の「介護サービス事業所原油価格・物価高騰対策支援金」の給付対象となっているが、申請を行っていない。本支援金を受給できるか。	<ul style="list-style-type: none"> 申請・受給の有無に関わらず、事業者電気・ガス料金高騰対策支援金は受給できません。 																							

No.	種別	件名	回答
10	申請	自宅兼事業所の場合は申請できるか。	・自宅兼事業所などの場合で、電気料・ガス料に家事費相当分が含まれる場合は、税申告と同様に、事業用に使用した経費を按分して算出し、事業用分のみを申請してください。
11	申請	賃貸物件で貸主が電気料・ガス料を一括して支払い、借主に利用相当分を請求している場合はどうなるか。	・実質的に経費を負担している方が給付対象となります。賃貸物件等で貸主が電気料・ガス料を一括して支払い、借主に対し利用相当額を請求している場合は、実質的に経費負担しているのは借主となるので、借主が給付対象となり、貸主は給付対象となりません。 この場合において借主が申請する際は、貸主からの請求書などを確認書類としてご提出ください。なお、管理人室や共用部分などで貸主が経費負担している部分があれば、当該部分のみ貸主は給付対象となります。
12	申請	【領収書に「等」の記載がある場合】 領収書と利用明細（検針票等）を一緒にご提出ください。 また、以下の費用は電気・ガス料金に含めることができ ないので、除いた額を申請書にご記入ください。 ・領収書発行手数料 ・その他電気・ガス以外の費用	
13	申請	申請スケジュールを教えてください。	・期間は、令和4年11月1日（火）から令和5年3月31日（金）までとなります。 ・郵送申請の場合は、3月31日（金）消印有効です。 ・オンライン申請の場合は、3月31日（金）23時59分までに送信を完了してください。
14	申請	支援金の振込はいつ頃になるか。	・申請書類などに不備がない場合は、最短で申請から6週間程度で指定口座への入金 を予定しております。 ・なお、給付が決定した方には、給付決定通知書を送付いたします。
15	申請	申請手続の方法を教えてください。	・新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点から、①オンライン申請②郵送申請の 2つの方法のみとし、対面による申請窓口は設けません。 ※経済政策課（市役所第1庁舎2階）での申請書類のお預かりはできませんので、上 記①②のいずれかの方法により申請をお願いいたします。
16	申請	申請書の取得方法を教えてください。	・市公式ホームページに申請書等を掲載しておりますので、ダウンロードしてご利用 ください。 ・その他、下記の窓口において申請書を配布しております。 ○市役所 第1庁舎2階 経済政策課 ○大柏出張所 ○市川駅行政サービスセンター ○行徳支所 2階 総務課 ○南行徳市民センター ○市川商工会議所
17	申請	個人事業主の場合、申請書等の所在地欄 には、事業所所在地と自宅住所のどちら を記入すればよいか。	・事業所所在地を記入してください。 ・なお、申請書（様式第1号）の「1 申請者の概要」における申請者種別の個人事業 主の欄のみ、自宅住所の記入をお願いいたします。 ※確定申告書等の資料に記載された「事業所の住所」と、申請書上の「所在地（事業 所）」が異なる場合には、その事情に応じ、別途書類を提出いただく可能性があります。
18	申請	個人事業主における主たる事業所とは何 か。	・法人の場合における本店や本社と同様の意味です。 ・原則、所得税の確定申告書等に、事業所所在地をどのように申告されているかで判 断いたします。

No.	種別	件名	回答
19	申請	複数の事業所や部門がある場合、切り分けて申請することはできるのか。	<ul style="list-style-type: none"> ・申請は、法人又は個人事業主単位となるため、各事業所単位や部門単位などでの申請はできません。 ・そのため、市内外に複数の事業所をもつ事業者については、対象期間における各事業所の電気・ガス料金支払額を合算した額（＝事業者全体で支払った電気・ガス料金）を基準として、支援金の給付額を算定します。
20	申請	申請書には、いつ時点の従業員数を記入すればよいか。	<ul style="list-style-type: none"> ・申請書における従業員数は、申請日時点のものとしてください。 ・ただし、申請日時点の従業員数により、初めて中小企業に該当（No.2の表を参照してください）する場合は、別途、現在の従業員数がわかる書類の写しを追加資料としてご提出ください。
21	申請	申請書の所在地や名称は自署する必要があるか。	<ul style="list-style-type: none"> ・自署でなくても構いません。 ・また、法人等の場合は、所在地・名称の欄は、社判による押印でも構いません。
22	申請	申請手続上、押印は必要か。	<ul style="list-style-type: none"> ・押印不要です。
23	申請	代理での支援金の受け取りは可能か。	<ul style="list-style-type: none"> ・可能です。ただし、以下の書類をご提出いただく必要があります。 ①委任状（委任者・受任者双方の署名又は記名押印、「事業者電気・ガス料金高騰対策支援金の受け取り」を委任する旨の記載のあるもの） ②代理受取用口座の通帳又はキャッシュカードの写し ・なお、法人の場合において、代表者個人名義の口座に振り込む場合は、上記書類は不要です。
24	申請	代理での申請は可能か。	<ul style="list-style-type: none"> ・可能です。ただし、以下の書類をご提出いただく必要があります。（「申請手続」を代理人が行う場合も、申請者は法人（代表者）、個人事業主となります） ①委任状（委任者・受任者双方の署名又は記名押印、「申請手続」を委任する旨の記載のあるもの） ・「申請手続」のほか、「事業者電気・ガス料金高騰対策支援金の受け取り（申請者名義以外の口座への振込み）」を代理で行う場合は、両方を委任する旨の記載が必要です。 ・なお、法人に属する従業員が担当者として申請手続を行う場合は、委任状の添付は不要です。 ・また、オンライン申請の際、身近な方や日頃手続きのご相談をされている方などに、申請にかかる支援をしていただくことは問題ありません。
25	申請	事業承継、法人成等とは何を想定しているのか。	<ul style="list-style-type: none"> ・事業承継は、個人事業主の代替わりを想定しており、申請者と確定申告書類の名義が異なることとなります。 ・法人成は、個人事業主が法人化することを想定しており、この場合は申請者と確定申告書類の名義が異なることとなります。 ・このほか、個人成などが想定されます。 ・なお、いずれも事業の継続性の確認や事業承継等があったことが確認できる書類の写しを追加資料として添付いただく必要があります。（開業届、法人設立届、履歴事項全部証明書、事業承継等を行った者の確定申告書 等）
26	申請	確定申告の押印がない場合はどうしたらよいか。	<ul style="list-style-type: none"> ・確定申告書第一表の控えに収受印が押されていない場合、提出する確定申告書類の年分の納税証明書（その2 所得金額用、事業所得金額の記載のあるもの）を併せてご提出ください。 ・e-TAXを通じて申告を行っている場合、「受信通知メールの控え（メール詳細）」をご提出ください。なお、受信通知はe-TAXのホームページから確認できます。 ※ただし、確定申告書の上部に「電子申告の日時」と「受付番号」の記載がある場合、受信通知メールは不要です。

No.	種別	件名	回答
27	申請	(法人) 確定申告書などは、いつの年の控えの写しを提出すればよいか。	・直近決算期の法人確定申告書別表1及び法人事業概況説明書の写しが必要となります。なお、申請日時点で決算期が到来し決算が完了していない場合、法人税の申告期限内(決算日から2か月以内)であれば、前年度の法人確定申告書別表1及び法人事業概況説明書の写しをご提出ください。
28	申請	(法人) 開業から1年未満のため、確定申告をまだ行っていない場合はどうしたらよいか。	申請時点で、確定申告書を提出する必要がない場合には、以下の書類をご提出ください。 ①法人設立届出書(法人税) ※税務署の收受印があるもの又は受信通知メールの控え(メール詳細) ②従業員数の分かる資料
29	申請	確定申告時と支援金の申請時とで、法人の代表者が異なる場合はどうしたらよいか。	・提出された履歴事項全部証明書にて確認します。(原則3か月以内のもの。コピー可)
30	申請	法人及び個人の確定申告書、市民税県民税申告書の控えがない場合(未申告の場合)、給付対象となるか。	・税申告の控えがない場合は、申請書類の不足により対象となりません。 ・税申告は、事業を営むにあたり、必要な手続きであるため、紛失等された場合については、申告を行った税務署等へご相談ください。
31	申請	所得税がかかっていない、又は少額のため、所得税の確定申告書の提出が不要であると言われた。確定申告書の写しを添付することができないが、どうしたらよいか。	・市民税・県民税申告書の控え(両面)と収支内訳書の控え(1枚)の、それぞれ写しの提出をお願いいたします。
32	申請	依頼があった際に請け負う仕事をしているが、電話にて依頼に対応しているため、契約書などは締結していない。この場合、申請方法はあるか。	・確定申告の有無や収入の申告区分(事業収入又は給与収入・雑収入)により提出書類は異なりますが、事業収入として確定申告をしている場合を除き、市内で生業として事業を行っていることがわかる書類(契約書など)の写しの提出が必要となります。
33	申請	当座預金、ネットバンキングのため通帳がないが、何を提出すればよいか。	・銀行名、支店名、支店番号、口座種別、口座番号、口座名義がわかる部分のコピーや画像を提出してください。 ・また、口座名義のカタカナ表記が分かる部分も必ず提出してください。 ※画像データの提出は可能としておりますが、画像が不鮮明の場合確認することができませんので、ご提出前に今一度ご確認ください。
34	申請	本人確認書類の写しは、何を提出したらよいか。	1. 個人事業主の場合 ・運転免許証(両面)、個人番号カード(表面)、パスポート(顔写真付きページ)、写真付きの住民基本台帳カード(表面)、在留カード等(在留資格が特別永住者のものに限る)等、原則顔写真付きのものご提出ください。 ・なお、顔写真付きのものがない場合は、各種健康保険証(被保険者等記号・番号及び保険者番号を黒塗りしたもの)と住民票の写しの提出により、代替することができます。 2. 法人の場合 ・履歴事項全部証明書(原則3か月以内のもの。コピー可)

No.	種別	件名	回答
35	給付要件	確定申告書提出時から規模を縮小し、申請時点において中小企業者となった場合も、申請は可能か。	<ul style="list-style-type: none"> ・申請日時点で、中小企業者であれば申請することが可能です。 ・ただし、確定申告書類等では中小企業者かどうか確認ができないため、申請時点で中小企業者である旨（資本金や従業員数）がわかる書類の写し（履歴事項証明書や従業員に係る台帳の写し等）を追加資料としてご提出ください。
36	給付要件	申請日までに市外に移転した場合も対象となるか。	<ul style="list-style-type: none"> ・本支援金は、今後も引き続き市内において事業を継続していただける事業者を対象としております。 ・そのため、申請日時点で市外に本店又は主たる事業所を移転された事業者は交付の対象外となります。
37	給付要件	申請日までに市外から市内に移転してきた場合も対象となるか。	<ul style="list-style-type: none"> ・申請日時点で、給付要件を満たせば対象となります。 ・ただし、税等の申告状況を示す書類のほか、申請日時点で本店又は主たる事業所が市内に存在する（移転された）ことが確認できる資料（履歴事項証明書、税申告書、許認可証の写し等）を別途ご提出ください。
38	給付要件	「主たる事業所」はどのように判断するのか。	<ul style="list-style-type: none"> ・原則、提出された確定申告書類に記載されている事業地で判断します。 ・個人事業主 青色申告者：青色申告決算書1枚目の事業所所在地 白色申告者：収支内訳書1枚目の事業所所在地 ・法人 法人税確定申告書別表1の納税地もしくは履歴事項全部証明書の本店所在地
39	給付要件	個人事業主として市内に事業所があるが、市外に在住している。この場合も給付対象となるか。	<ul style="list-style-type: none"> ・個人事業主本人の市内居住（住民票が市内にあること）の要件は定めておりませんので、個人事業主として主たる事業所を市内におき、事業を行っていることが確認できる場合は給付対象となります。
40	給付要件	個人事業主として市外に事業所があるが、市内在住の場合も給付対象となるか。また、対象とならない場合、なぜ対象とならないのか。	<ul style="list-style-type: none"> ・本支援金は、市内に本店又は主たる事業所をおく事業者に対し給付するものであるため、市外に事業所がある場合は対象となりません。 ・給付要件として、あくまで主たる事業所が市内か否かを確認させていただきますが、一方で、事業主個人の自宅住所が市内なのかどうかは問いません。
41	給付要件	登記上の本店が市外にあるものの、実態的に本店として事業活動を行っている事業所が市内にある場合も、給付対象となるか。	<ul style="list-style-type: none"> ・確定申告書類等により、実態として市川市内で事業活動を継続して実施しているか否かで判断します。 ・本店は登記のみで、事業活動を行っていないことが明らかな場合、県（都）税事務所又は市役所に届け出をした法人設立（異動）届をご提出ください。「本店は登記のみで、事業活動は行っていない」旨が記載されていることを確認させていただきます。 ・反対に、登記上の本店が市内にあり、実態として市外で事業活動されている場合は、給付対象外となります。
42	給付要件	事業者電気・ガス料金高騰対策支援金の給付対象外となるのはどのような場合か。	<ul style="list-style-type: none"> ・企業規模（資本金又は従業員数）が中小企業者の規模を超える場合 ・市川市内に本店又は主たる事業所が無い場合 ・本支援金の交付を受けた後、引き続き市内で事業を継続する意思がない場合 ・本市が実施する市川市障害福祉サービス事業所等原油価格・物価高騰対策支援金及び市川市介護サービス事業所原油価格・物価高騰対策支援金の給付対象者の場合 ・雇用保険の被保険者又は社会保険の被扶養者の場合 ・法人税法別表第1に規定する公共法人の場合 ・性風俗関連特殊営業又は店舗型性風俗特殊営業に係る接客業務受託営業を行う者の場合 ・宗教上の組織又は団体の場合 ・政治団体の場合 ・市川市暴力団排除条例（平成24年条例第12号）第2条第1号に規定する暴力団、同条例第3号に規定する暴力団員等又は同条例第9条第1項に規定する暴力団密接関係者の場合 ・破産手続開始の決定を受けた場合 ・納期限の到来した市税を完納していない場合 ・過去に本補助金の交付を受けている場合 ・交付決定前に着手済みの事業計画に対する補助の場合

No.	種別	件名	回答
43	給付要件	業種の制限はあるのか。	・ 給付対象外となる場合を除き、業種の制限は特にありません。
44	給付要件	個人の事業と法人を設立しての事業とをどちらも営んでいるが、両方給付対象となるか。	・ それぞれの形態で、市内に事業実態があり、かつ適切に確定申告を行っている場合には、個人分と法人分とをどちらも給付いたします。
45	給付要件	令和4年8月以降に新規開業した者は対象となるか。	・ 令和4年7月までに開業している場合は対象となります。 ・ 開業したことが確認できる資料（開業届、法人設立届出書等）をご提出ください。
46	給付要件	廃業した場合、支援金の返還は必要か。	・ 申請時点では、受給後も引き続き事業継続の意思があり、適切に本支援金の交付を受けたものの、その後の状況変更化により廃業した場合には、支援金の返還は必要ありません。 ・ ただし、申請時点で廃業を予定している場合は、提出いただく誓約書・同意書においてその後の事業継続を誓約できないため、給付対象外となります。
47	給付要件	個人事業主が事業を行っているかどうかの判断は、収入の種類により行うのか。	・ 原則として、所得税の確定申告書において事業収入が計上されていることを判断基準といたします。 ・ ただし、フリーランスの方など、事業収入以外の収入で申告されている方で、かつその収入の根拠となる契約書等を提示していただける方については、事業収入があるものとして判断いたします。
48	給付要件	被雇用者や社会保険（健康保険）の被扶養者は給付対象となるか。	・ 基本的に本業として事業活動をされている事業者が交付対象となるため、サラリーマン等の被雇用者の方は対象外となります。 ・ また、社会保険（健康保険）の被扶養者の方は、他の御家族等の収入で生計を立てられているものと見なし、対象外となります。
49	給付要件	士業は給付対象となるか。	・ 対象となります。
50	その他	税金上の取り扱いは、課税となるのか。	・ この支援金は、税務上、益金（個人事業主の場合は、総収入金額）に算入され、課税対象となります。
51	その他法人	NPO法人や社会福祉法人であるが、確定申告を要さない事業内容のため、確定申告書の控えがない。どうしたらよいか。	・ 確定申告が必要ないNPO法人の場合は、事業報告書や活動計算書を提出いただくこととなります。 ・ なお、NPO法人は、毎事業年度3か月以内に、前年度の事業報告書を提出することとなっております。
52	その他法人	直近の事業報告書を提出していないが、ほかの書類で代用が可能か。	・ 税の申告書と同様に、直近の事業報告書をご提出ください。 ・ ただし、法令等において、その提出にかかる猶予等の規定が設けられており、その適用を受けていることが証明できる場合には、この限りではありません。

No.	種別	件名	回答
53	事例	令和4年5月に開業した場合、支援金の額はどのように計算するのか。	<ul style="list-style-type: none"> ・支払額の合計が、給付要件（15万円）を対象月数で按分した額以上となった場合、本支援金の対象となります。 ・給付額は、対象月数で按分した額となります。 <p>【例】 開業日：令和4年5月20日 対象月数：3か月（令和4年6～8月分） 電気・ガス料金支払い実績： （6月分）3万円 （7月分）4万円 （8月分）3万円 合計 10万円 …① 給付対象者の判定： 15万円（給付要件）×（3か月/5か月）＝9万円 …② 10万円（①）≥9万円（②） → <u>給付対象</u> 給付額： 3万円×（3か月/5か月）＝1万8千円</p>